○南あわじ市議会議員政治倫理条例施行規則

平成17年6月30日 議会規則第5号

改正 平成29年9月25日議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、南あわじ市議会議員政治倫理条例(平成17年南あわじ市条例第 249号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(団体等の範囲)

- 第2条 条例第3条第1項第6号に係る団体等とは、南あわじ市より活動、運営に対し 助成を受けている全ての団体をいう。
- 2 前項に規定する団体は、市民交流センター単位未満は除くものとする。
- 3 新たに議員となった者については、条例第3条第1項第6号の規定は、その団体等 の長の残任期間は適用しない。

(調査請求書)

- 第3条 条例第4条第1項に規定する調査の請求(以下「調査請求」という。)は、これを行おうとする市民が、調査請求書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 2 前項の調査請求書には、調査請求をしようとする市民が署名及び押印をしなければならない。

(調査請求書の受理の手続)

- 第4条 議長は、条例第4条第1項の規定により市民から調査請求書の提出があった ときは、直ちに選挙管理委員会に対し調査請求をした市民が選挙人名簿に登録さ れた者であるかどうかの確認を求めるものとする。
- 2 議長は、調査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査請求を却下するものとする。
 - (1) 調査請求書に、市民の署名及び押印がないとき。
 - (2) その内容が調査請求をすることができない対象についてしたものであるとき。
 - (3) 調査請求書の記載事項又は調査請求書に添付すべき資料に不備があるとき。
 - (4) 前号の規定には、次に掲げる場合を含むものとする。
 - ア 違反があると疑うに足りない疎明資料の場合
 - イ 資料に錯誤がある場合
 - ウ 単なるうわさ話による場合
- 3 議長は、調査請求が前項各号のいずれかに該当する場合において、補正することができるものであるときは、同項の却下をする前に、調査請求をした市民に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 議長は、第2項の規定による却下をしたときは、その旨を調査請求をした市民に書面により通知しなければならない。

(調査報告書の閲覧)

- 第5条 条例第5条第3項の規定による調査報告書の閲覧は、議長が市長から当該調査報告書の送付を受けた日の翌日(その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日)からすることができる。
- 2 条例第5条第3項の規定による閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。
- 3 調査報告書は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。
- 4 調査報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。
- 5 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧 を禁止することができる。

(説明会の開催請求)

- 第6条 条例第8条又は条例第9条第1項(条例第10条において準用する場合を含む。) の規定による請求は、開催請求書(様式第2号)により行うものとする。
- 2 条例第9条第2項(条例第10条において準用する場合を含む。)の規定による請求は、市民開催請求書(様式第3号)により行うものとする。
- 3 市民開催請求書には、条例第9条第2項(条例第10条において準用する場合を含む。)の規定による請求をしようとする市民及びその代表者が署名及び押印をしなければならない。

(開催請求書等の受理の手続)

- 第7条 議長は、条例第9条第2項(条例第10条において準用する場合を含む。)の規 定により市民から市民開催請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会 に対し、開催請求をした市民及びその代表者が選挙人名簿に登録された者である かどうかの確認を求めるものとする。
- 2 議長は、市民開催請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民開催請求を却下するものとする。
 - (1) 市民開催請求書に、市民50人以上の連署がないとき。
 - (2) その内容が、市民開催請求をすることができない対象についてしたものであるとき。
 - (3) 市民開催請求書の記載事項に不備があるとき。
- 3 第4条第3項及び第4項の規定は、市民開催請求書の受理の手続きについて準用する。
- 4 議長は、説明会を開催することを決定したときは、開催予定日の14日前までに、 当該説明会を開催すること並びにその日時及び場所を市民に周知させるための広

報を行うとともに、その決定が市民による開催の請求に基づくものであるときは、 当該請求をした市民の代表者に通知しなければならない。

(辞退届)

第8条 条例第12条第4項に規定する辞退届は、辞退届(様式第4号)により行うものとする。

(期限の特例)

第9条 議員が条例の規定に基づきしなければならないこととされている行為に係る期限又は期間の末日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日をもってその期限又は期間の末日とみなす。

(招集)

第10条 議長は、条例第3条及び第12条の規定において、協議が必要な場合は、協議すべき事項を示して議員協議会を招集することができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に議員であるものに対する条例第3条第1項第6号の適用 については、第2条第3項の規定を準用する。

附 則(平成20年議会規則第2号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成29年議会規則第1号)

この規則は、平成29年9月25日から施行する。

年	月	日

調査請求書

南あわじ市議会議長

様

請求者 住所 印

氏名

南あわじ市議会議員政治倫理条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

- 1 調査を求める議員の氏名
- 2 調査請求の事由南あわじ市議会議員政治倫理条例第 条第 項違反
- 3 添付資料 別紙のとおり

南あわじ市議会議長が選挙管理委員会に対し、私が選挙人名簿に登録されたものであるかどうか							
の確認を求めることについて同意します。							
	有権者であること	市民					
	の確認欄						

年 月 日

南あわじ市議会議長

様

住所印

氏名

開催請求書

南あわじ市議会議員政治倫理条例第8条及び第9条第1項(条例第10条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、説明会の開催を請求します。

年 月 日

南あわじ市議会議長

様

住所

氏名

印

市民開催請求書

南あわじ市議会議員政治倫理条例第9条第2項(条例第10条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、説明会の開催を請求します。

説明を求める者の氏名

説明会開催請求者署名簿

南あわじ市議会議員政治倫理条例第9条第2項	[の規定により <u>(氏名)</u>
の市民に対する説明会の開催を請求するため、	有権者の署名を求めます。

年 月 日

(説明会開催請求代表者) 住所

氏名

南あわじ市議会議長が、選挙管理委員会に対し、私が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

南あわじ市議会議長が、選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙人名簿に登録されたものであるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

有権者である	番号	署名年月日	住所	氏名	印
ことの確認欄					

- (注) 1 署名簿は、各署名簿に通じる一連番号を付すこと。
 - 2 氏名は、自署すること。
 - 3 有権者であることの確認欄は記入しないこと。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

南あわじ市議会議長

様

法人等の所在地 法人等の名称 印

法人等の代表者名

辞退届

年度において、南あわじ市が発注する工事請負契約・業務委託契約及び一般物品納入契約等の業務にかかる競争に参加する資格を得るため、南あわじ市競争入札参加資格審査申請書を提出しておりますが、地方自治法第92条の2(請負をすること等の禁止)及び南あわじ市議会議員政治倫理条例第12条の趣旨を遵守するため、下記の業務について競争に参加することを辞退します。

記

- 1 業務名
- 2 理由
- 3 期間 年 月 日から 年 月 日